

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社キットウココ
- (2) 代表者職氏名：取締役 伊藤 修郎
- (3) 所在地：長野県上伊那郡箕輪町大字箕輪 4923 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

（平成 30 年 5 月 2 日認定）

認 1805000514、認 1805000515、認 1805000516、認 1805000517、認 1805000518、
認 1805000519、認 1805000520、認 1805000521、認 1805000522

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 2 年 2 月 21 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせておらず、その結果、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 7 号に規定する認定の取消し事由に該当するため。